

「デマンドワゴンさくっと」会員規約 ※必ずお読みください

1 サービス内容およびご利用条件

デマンドワゴンさくっと(以下「本サービス」という。)は、「デマンドワゴンさくっと」会員規約(以下「本規約」という。)にもとづき会員となった方(以下「会員」という。)を対象とし、佐久市内において、複数の方で乗り合い、目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用の条件は、本会員規約によります。

2 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書(電磁的方法によるものを含む。以下同じ。)に必要事項を記入し、当市が会員と認めたと、当市との間で適用されます。また、当市への会員登録申込書の送付または本サービスの利用をもって、本規約(変更された規約を含む。)に同意したものとみなします。

3 会員条件

次の(1)(2)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- (1)市内に住所または居所を有する方
- (2)ご自分で乗降場所への移動および車両への乗降ができる方

4 利用開始

本サービスは、当市が会員登録申込書の内容を審査し、会員登録証を送付した後からご利用いただけます。

5 運賃

運賃は、1乗車200円とし、乗車時に当該運賃を支払うものとします(乗継ぎが必要な場合は、乗継ぎ1回につき200円加算)。

なお、小学生は、1乗車100円(乗継ぎが必要な場合は、乗継ぎ1回につき100円加算)、小学生未満は無料です。

また、以下のいずれかに該当する方は、会員登録時に申請することにより半額になります。

- (1)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方およびその介護同伴者
- (2)福祉医療費受給者証をお持ちの妊産婦の方

6 乗降場所

以下のいずれかに該当する方は、自宅前または自宅付近を乗降場所とすることができます。

- (1)満75歳以上の方
- (2)運転免許証自主返納者
- (3)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方
- (4)福祉医療費受給者証をお持ちの妊産婦の方
- (5)小学生未満の方

上記以外の方は、別紙地図に記載のある停留所の中から希望する停留所を乗降場所とします。ただし、上記の方と同乗する場合に限り自宅前または自宅付近を乗降場所とすることができます。

7 運行ルート等

本サービスの運行は、会員登録時に登録した乗降場所と停留所の間または停留所と停留所間の移動のみとします。

また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものとします。このため、乗降場所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

8 運行・乗車予約受付日時および運休

運行および乗車予約受付日時は、次のとおりとします。ただし、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、コールセンターより、該当する会員に連絡します。

- (1)運行日時
月曜日～金曜日 午前8時～正午 午後1時～午後5時(臼田・浅科エリアに限り午前7時～正午 午後1時～午後5時)
ただし、土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日等を除く。

- (2)乗車予約受付日時
月曜日～金曜日 午前8時～午後4時
ただし、土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他当市が定めた運休日を除く。
利用希望日の1週間前から利用希望日時の60分前まで受け付けます。
※午前8時から午前9時までに乗車する場合は前日までに予約

9 乗車予約方法

ご利用を希望される場合は、コールセンターへ会員番号、利用希望日時、希望乗降場所をご連絡ください。

運転係員への口頭での乗車予約は受付致しかねます。限られた車両で乗車予約の早い方を優先するため、乗車のご希望に沿えない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望をお決めください。

10 変更・キャンセル

乗車予約の変更・キャンセルは、コールセンターへ電話でご連絡ください。

なお、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

11 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車予約状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車予約時間の10分前に停留所にお越しください。

出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、コールセンターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の登録・持参を推奨します。

12 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

13 手荷物の取扱い

車内へ持ち込むことができる手荷物(手押し車等含む。)は、膝上及び足元に収まる大きさのものに限ります。空席やトランクルームは使用できません。

なお、ペットなどの動物については、頭や手足が出ない容器に収容し、布などで覆った場合に限り手荷物として持ち込むことができます。

14 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員との運送契約により、旅客自動車運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

15 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことがあります。

- (1) 本人確認ができないとき。
- (2) 旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき。
- (3) 本規約3(会員条件)を満たさないとき。
- (4) 本規約19(反社会的勢力の排除)の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき。
- (5) 本規約を遵守しないとき。

16 非会員の同乗者

原則として同乗者(介護同伴者を含む。)も会員登録が必要となりますが、会員にご同行される場合で、会員と同じ乗降場所・時間であれば非会員も同乗が可能です。

同乗をご希望される場合は、乗車予約のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝えください。お伝えがない場合または同乗者多数の場合は乗車をお断りすることがあります。

同乗される非会員にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、守ることに責任を持っていただきますようお願いいたします。

17 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送(運送の引受け、旅客に対する責任(生命または身体を害した場合の責任)等)、本サービスにかかる車両の管理については、本市ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約(旅客自動車運送事業標準運送約款等)によります。

旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、本市は、旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

18 当市の免責

次の場合、本市は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- (2) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車予約連絡等に関してトラブルが生じた場合
- (3) 会員が本サービスにかかる車両・乗降場所に忘れ物をされた場合
- (4) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
- (5) 本規約8(連休)、11(到着時間の前後ずれ)、12(会員の遅延)、13(乗車のお断り)、14(会員資格の取消し)、15(同乗者のお断り)、22(コールセンターの中断・停止)、23(中止・終了)の場合
- (6) 会員の故意または過失による場合
- (7) 当市の責に帰すことができない事由による場合

19 会員の責任

本市は、会員の故意または過失により、もしくは会員が法令または本規約の規定を守らないことにより、本市が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

20 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力(暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者)でないことを誓約するものとします。

21 個人情報の取扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査においてのみ利用し、他の目的には利用しません。ただし、運行状況の報告、運営および改善のため、必要な限りにおいて、本市と連携して事業を実施している事業者と共有する場合があります。また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または会員が携帯電話を使用できず、本市から連絡をとる必要がある場合、必要な限りにおいて、本サービスにかかる乗降場所管理者と共有する場合があります。

22 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合または退会をご希望される場合は、本市へ書面、電話等でご連絡ください。

23 コールセンターの稼働中断・停止

コールセンター運営事業者によるメンテナンスのため、コールセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

24 本サービスの中止・終了

本市は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

25 規約の変更

本市は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な法律の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

26 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービスおよび本規約に関する一切の訴訟は、日本国の裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

令和5年4月1日版